

(注釈)

(Notes)

- 1 用紙の大きさは、日本工業規格A4とする。
- 2 この申請書は、正副2通提出すること。
- 3 申請人は、正副2通提出すること。
- 4 記入用紙は、正副2通提出すること。
- 5 収入印紙は、正本にのみはり、消印をしないこと。
- 6 認定の区分変更及び変更し、又は追加する区分には、第38条第1項から第4項までの各号のいずれかに該当するかを記載すること。
- 7 Identify which category specified under Article 36 Paragraph 1, 2, 3 and 4 in the column of "Accreditation categories" and "Category to be changed or added" is applied.
- 8 製造所の構造設備の増設等には、変更し、又は追加する区分に係る部分についての記載すること。また、その添付事項のすべてを記載することができないときは、別紙に「別添」とおりしと記載し、別添を添付すること。
- 9 In the column of "Outline of the buildings and facilities of the manufacturing establishment" describe only what is related to the category to be changed or added.
- 10 In case there is not enough space to fill in all the information in the column, write "see attached paper" and attach another paper on which all the information is written.
- 11 製造所の責任者には、変更し、又は追加する区分に係る者について記載すること。
- 12 Write the person who is in charge of operations relevant to the category to be changed or added in the column of "The person responsible for the manufacturing establishment"

様式第二十四号及び様式第百十七号中「種別」を「類別」と改める。

附則

- 1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、様式第十九の改正規定は、平成十九年十月一日から施行する。
- 2 この省令の施行前に医薬品、医薬部外品、化粧品及び医療機器(以下「医薬品等」という。)を輸出するために製造し、この省令の施行後に当該医薬品等を輸出する製造業者については、この省令による改正後の第二百六十五条第一項第三号の規定は、適用しない。
- 3 この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式(次項において「旧様式」という。)により使用されている書類は、この省令による改正後の様式によるものとみなす。
- 4 この省令の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り替えて使用することとする。

○厚生労働省令第四十二号
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法(平成十四年法律第九十二号)第十九条第二項及び第二十二条第二項並びに独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行令(平成十六年政令第八十三号)第二十五条の規定に基づき、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則の一部を改正する省令
 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法施行規則(平成十六年厚生労働省令第五十一号)の一部を次のように改正する。

第二十三条第一項第一号イ中「薬事法施行令」の下に「昭和三十六年政令第十一号」を加え、同号ロ中「第七十九号第一項の規定に基づき同法第十四条の規定による承認の条件として当該承認を受けた者に対し副作用の報告の義務が課せられていない許可医薬品(用途の変更又は効能若しくは効果の追加に係る承認の条件として副作用の報告の義務が課せられていない許可医薬品を除く。)(又は同法)を認め、

第三十四条中「第一号各号」の下に「第三号を除く。」を加える。

第三十五条第一項第一号中「医療用医薬品」の下に「(第一号第三号に掲げる医薬品を除く。以下この条において同じ。)」を加え、同号ロ中「第七十九号第一項の規定に基づき同法第十四条の規定による承認の条件として当該承認を受けた者に対し副作用の報告の義務が課せられていない医薬品(用途の変更又は効能若しくは効果の追加に係る承認の条件として副作用の報告の義務が課せられていない医薬品を除く。)(又は同法)を認め、同項第四号中「医療用医薬品」を「前三号に掲げるもの」に改める。

附則

○厚生労働省令第四十三号
 学校教育法の一部を改正する法律(平成十七年法律第九十三号)及び学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日
 厚生労働大臣 柳澤 伯夫

学校教育法の一部を改正する法律等の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備等に関する省令
 (児童福祉法施行規則の一部改正)
 第一条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第十一号)の一部を次のように改正する。

第六条の十五第一号中「助教」を「准助教」に改める。

第十一条第十号中「養護学校、特殊学校」を「特別支援学校、特別支援学校」に改める。

第二条 児童福祉法施行規則(昭和二十三年厚生省令第六十三号)の一部を次のように改正する。

第七十九条第一項中「養護学校」を「特別支援学校」に改める。

第三条 次に掲げる省令の規定中「助教」を「准教授」に改める。

一 クリーニング業法施行規則(昭和二十五年厚生省令第三十五号)第三条の五第一号
 二 水道法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十五号)第十四条の四第一項第二号イ及び第四十号第一号
 三 調理師法施行規則(昭和三十三年厚生省令第四十六号)第十四条の八第一号
 四 社会保険労務士法施行規則(昭和四十三年厚生省令第一号)第二十六条第一号
 五 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則(昭和四十六年厚生省令第二号)第十九条の五第一号(一)及び第三号(一)、第一号ロ(一)、第二号ロ(一)及び第三号ロ(一)、第二十六号の二第二項第一号ロ(一)及び第二号ロ(一)、第二十六号の四第二項第一号ロ(一)、第二十八号の四第二項第一号ロ(一)、第二十九号の二第二項第一号ロ(一)及び第三号ロ(一)並びに第三十条の二第二項第一号ロ(一)、第二号ロ(一)、第三号ロ(一)及び第四号ロ(一)

六 労働安全衛生規則(昭和四十七年労働省令第三十二号)第十四条第二項第四号及び様式第三号(裏面)別表
 七 登録製造時等検査機関等に関する規則(昭和四十七年労働省令第四十四号)第三十条第一号及び別表
 八 作業環境測定法施行規則(昭和五十年労働省令第二十号)第五号第一項第二号イ及び第三十四号第一号

九 社会福祉士及び介護福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（昭和六十二年厚生省令第五十一号）第七号第一号及び第二十三号の表筆記試験の項の下欄第一号

十 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）第四条第一号

十一 美容師法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第六号）第四条第一号

十二 精神保健福祉士法に基づく指定試験機関及び指定登録機関に関する省令（平成十年厚生省令第十三号）第七号第一号

（職業能力開発促進法施行規則の一部改正）

第四条 職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）の一部を次のように改正する。

第四十八条の二第二項第三号中「助教若しくは専任講師又はこれに相当する職員」を「准教授、専任講師又はこれに相当する職員」に改め、同項第七号を同項第八号とし、同項第四号から第六号までを二号ずつ繰り下げ、同項第三号の次に次の一号を加える。

四 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発短大大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相当する職員としての経歴を有する者であつて、研究上の能力又は教育訓練に關し適切に指導することができると認められるもの

第四十八條の二第二項第五号中「助教、専任講師又はこれに相当する職員」を「准教授、専任講師又はこれに相當する職員」に改め、同項第十号を同項第十一号とし、同項第七号から第九号までを一號ずつ繰り下げ、同項第六号中「助教、専任講師又はこれに相當する職員」を「准教授、専任講師又はこれに相當する職員」に改め、同條の次に次の一號を加える。

七 学校教育法による大学又は職業能力開発総合大学校、職業能力開発短大大学校若しくは職業能力開発短期大学校において、助教又はこれに相當する職員としての経歴を有する者であつて、教育訓練に關し適切に指導することができると認められるもの

（障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則の一部改正）

第五条 障害者の雇用の促進等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第三十八号）の一部を次のように改正する。

第一条の四第二号中「さうじょう病」の下に「その病及びうつ病を含む。」を加える。

第四条の十一中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

別表第四中「特殊教育諸学校（盲学校）」を「特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校）」に改める。

（社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正）

第六条 社会福祉士及び介護福祉士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第四十九号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第一号及び第九項第一号並びに第十九条第六号及び第七号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（臨床工学技士法施行規則等の一部改正）

第七条 次に掲げる省令の規定中「若しくは助教」を「准教授若しくは助教」に改める。

一 臨床工学技士法施行規則（昭和六十二年厚生省令第十九号）第二十四条第一号

二 義肢装具士法施行規則（昭和六十三年厚生省令第二十四号）第二十一条第一号

三 歯科衛生士法に基づく指定試験機関及び指定試験機関に関する省令（平成二年厚生省令第十八号）第十六条第一号

四 あん摩マツサージ指圧師、はり師、きゆう師等に関する法律に基づく指定試験機関及び指定試験機関に関する省令（平成二年厚生省令第二十一号）第七号第一号

五 柔道整復師法に基づく指定試験機関及び指定試験機関に関する省令（平成二年厚生省令第二十二号）第十六条第一号

六 救急救命士法に基づく指定試験機関及び指定試験機関に関する省令（平成三年厚生省令第四十五号）第十六条第一号

七 言語聴覚士法に基づく指定試験機関及び指定試験機関に関する省令（平成十年厚生省令第七十五号）第十六条第一号

（精神保健福祉士法施行規則の一部改正）

第八条 精神保健福祉士法施行規則（平成十年厚生省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条第六項第一号及び第九項第一号中「盲学校、聾学校若しくは養護学校」を「特別支援学校」に改める。

（独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令の一部改正）

第九条 独立行政法人国立病院機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令（平成十六年厚生労働省令第七十七号）の一部を次のように改正する。

附則第五号第九号中「養護学校」を「特別支援学校」に、「特殊学級」を「特別支援学級」に改める。

（障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの実施等に関する省令の一部改正）

第十条 次に掲げる省令の規定中「盲学校、聾学校、養護学校」を「特別支援学校」に改める。

一 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの実施等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十一号）第九号、第八十号第二項、第八十一号第二項、第九十三号第二項及び第九十四号第二項

二 障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの実施等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十二号）第三十号第二項及び第三十一号第二項に附則第十号第二項及び第十一号第二項

三 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスの実施等に関する省令（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第六十六号第二項、第六十七号第二項、第八十一号第二項及び第八十二号第二項

四 障害者自立支援法に基づく障害福祉施設等の設備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第七十七号）第二十五号第二項及び第二十六号第二項並びに附則第十号第二項及び第十一号第二項

附則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

（助教の在職に関する経過措置）

第二条 この省令による改正後の次に掲げる省令の規定の適用については、この省令の施行前における助教としての在職は、准教授として認めらる。

一 児童福祉法施行規則第六十六条の十五第一号

二 クリニング業法施行規則第三号の五第一号

三 水道法施行規則第十四条の四第一項第二号イ及び第四号第一号

四 調理師法施行規則第十四条の八第一号

五 社会保険労務士法施行規則第二十六条第一号

六 建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第十九条の五第一号、第二十五条の四第一項第一号（一）、第二号（一）及び第三号（一）、第二十六条の二第二項第一号（一）及び第二号（一）、第二十六条の四第二項第一号（一）、第二号（一）及び第三号（一）、第二十八号（一）、第二十九号（一）、第三十号（一）及び第三十一号（一）並びに第三十号の二第二項第一号（一）、第二号（一）及び第三号（一）、第三十号（一）、第三十一号（一）及び第三十二号（一）並びに第三十三号（一）及び第三十四号（一）並びに第三十五号（一）並びに第三十六号（一）並びに第三十七号（一）並びに第三十八号（一）並びに第三十九号（一）並びに第四十号（一）並びに第四十一号（一）並びに第四十二号（一）並びに第四十三号（一）並びに第四十四号（一）並びに第四十五号（一）並びに第四十六号（一）並びに第四十七号（一）並びに第四十八号（一）並びに第四十九号（一）並びに第五十号（一）並びに第五十一号（一）並びに第五十二号（一）並びに第五十三号（一）並びに第五十四号（一）並びに第五十五号（一）並びに第五十六号（一）並びに第五十七号（一）並びに第五十八号（一）並びに第五十九号（一）並びに第六十号（一）並びに第六十一号（一）並びに第六十二号（一）並びに第六十三号（一）並びに第六十四号（一）並びに第六十五号（一）並びに第六十六号（一）並びに第六十七号（一）並びに第六十八号（一）並びに第六十九号（一）並びに第七十号（一）並びに第七十一号（一）並びに第七十二号（一）並びに第七十三号（一）並びに第七十四号（一）並びに第七十五号（一）並びに第七十六号（一）並びに第七十七号（一）並びに第七十八号（一）並びに第七十九号（一）並びに第八十号（一）並びに第八十一号（一）並びに第八十二号（一）並びに第八十三号（一）並びに第八十四号（一）並びに第八十五号（一）並びに第八十六号（一）並びに第八十七号（一）並びに第八十八号（一）並びに第八十九号（一）並びに第九十号（一）並びに第九十一号（一）並びに第九十二号（一）並びに第九十三号（一）並びに第九十四号（一）並びに第九十五号（一）並びに第九十六号（一）並びに第九十七号（一）並びに第九十八号（一）並びに第九十九号（一）並びに第一百号（一）並びに第一百一号（一）並びに第一百二号（一）並びに第一百十三号（一）並びに第一百十四号（一）並びに第一百十五号（一）並びに第一百十六号（一）並びに第一百十七号（一）並びに第一百十八号（一）並びに第一百十九号（一）並びに第一百二十号（一）並びに第一百二十一号（一）並びに第一百二十二号（一）並びに第一百二十三号（一）並びに第一百二十四号（一）並びに第一百二十五号（一）並びに第一百二十六号（一）並びに第一百二十七号（一）並びに第一百二十八号（一）並びに第一百二十九号（一）並びに第一百三十号（一）並びに第一百三十一号（一）並びに第一百三十二号（一）並びに第一百三十三号（一）並びに第一百三十四号（一）並びに第一百三十五号（一）並びに第一百三十六号（一）並びに第一百三十七号（一）並びに第一百三十八号（一）並びに第一百三十九号（一）並びに第一百四十号（一）並びに第一百四十一号（一）並びに第一百四十二号（一）並びに第一百四十三号（一）並びに第一百四十四号（一）並びに第一百四十五号（一）並びに第一百四十六号（一）並びに第一百四十七号（一）並びに第一百四十八号（一）並びに第一百四十九号（一）並びに第一百五十号（一）並びに第一百五十一号（一）並びに第一百五十二号（一）並びに第一百五十三号（一）並びに第一百五十四号（一）並びに第一百五十五号（一）並びに第一百五十六号（一）並びに第一百五十七号（一）並びに第一百五十八号（一）並びに第一百五十九号（一）並びに第一百六十号（一）並びに第一百六十一号（一）並びに第一百六十二号（一）並びに第一百六十三号（一）並びに第一百六十四号（一）並びに第一百六十五号（一）並びに第一百六十六号（一）並びに第一百六十七号（一）並びに第一百六十八号（一）並びに第一百六十九号（一）並びに第一百七十号（一）並びに第一百七十一号（一）並びに第一百七十二号（一）並びに第一百七十三号（一）並びに第一百七十四号（一）並びに第一百七十五号（一）並びに第一百七十六号（一）並びに第一百七十七号（一）並びに第一百七十八号（一）並びに第一百七十九号（一）並びに第一百八十号（一）並びに第一百八十一号（一）並びに第一百八十二号（一）並びに第一百八十三号（一）並びに第一百八十四号（一）並びに第一百八十五号（一）並びに第一百八十六号（一）並びに第一百八十七号（一）並びに第一百八十八号（一）並びに第一百八十九号（一）並びに第一百九十号（一）並びに第一百九十一号（一）並びに第一百九十二号（一）並びに第一百九十三号（一）並びに第一百九十四号（一）並びに第一百九十五号（一）並びに第一百九十六号（一）並びに第一百九十七号（一）並びに第一百九十八号（一）並びに第一百九十九号（一）並びに第二百号（一）

(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則の一部改正に伴う経過措置)

第三条 この省令の施行の日(以下この条及び次条において「施行日」という。)前日、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)第一条に規定する盲学校、聾学校又は養護学校(以下この条及び次条において「旧盲学校等」という。)の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第一条第六項第一号の適用については、学校教育法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十号)による改正前の法律第一条に規定する特別支援学校(以下この条及び次条において「特別支援学校」という。)の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者とみなす。

4 施行日前に旧盲学校等の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)において社会福祉士及び介護福祉士法(昭和六十二年法律第三十号)第三十九条第二号の規定により厚生労働大臣が指定する社会福祉に関する科目(以下この条において「指定科目」という。)を修めて卒業した者は、この省令による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法施行規則第十九条第六号の適用については、特別支援学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)において指定科目を修めて卒業した者とみなす。

則第一条第六項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者とみなす。

2 施行日前に旧盲学校等の専攻科(修業年限三年以上のものに限る。)を卒業した者は、この省令による改正後の精神保健福祉士法施行規則第一条第九項第一号の適用については、特別支援学校の専攻科(修業年限二年以上のものに限る。)を卒業した者とみなす。

附則第十四条の次に次の条を加える。

附則第十八条の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居室介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、当該利用者が二十一年三月三十一日までの間、当該利用者が二、適用しない。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

附則第十四条の次に次の条を加える。

附則第十八条の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居室介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、当該利用者が二十一年三月三十一日までの間、当該利用者が二、適用しない。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

附則第十四条の次に次の条を加える。

附則第十八条の規定は、指定共同生活介護事業所の利用者のうち、重度訪問介護又は行動援護に係る支給決定を受けることができる者であつて、障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令第二条第四号に規定する区分四、同条第五号に規定する区分五又は同条第六号に規定する区分六に該当するものが、法第五条第十項に規定する共同生活を営むべき住居内において、当該指定共同生活介護事業所の従業者以外の者による居室介護又は重度訪問介護の利用を希望する場合、当該利用者が二十一年三月三十一日までの間、当該利用者が二、適用しない。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

〇厚生労働省令第四十五号

介護保険法(平成九年法律第二百二十三号)第七十四條第二項、第九十條第二項及び介護保険法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第七十七号)附則第一条の規定に基づき、指定介護療養型医療施設に設けられ、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令を次のように定める。

平成十九年三月三十日

厚生労働大臣 柳澤 伯夫

指定介護療養型医療施設に設けられ、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令

第一条 指定介護療養型医療施設に設けられ、設備及び運営に関する基準(平成十一年厚生省令第四十一号)の一部を次のように改正する。

附則七条中「(一)については、第三条第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、浴室及び浴室を有しないことのできる。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。」に係る浴室(医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない)指定介護療養型医療施設の浴室であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているものに限る。については、平成二十年三月三十一日までの間は、第三条第二項第六号の規定は、適用しない。に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附則第十二条中「(一)については、第四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、浴室及び浴室を有しないことのできるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。」に係る浴室(医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない)指定介護療養型医療施設の浴室であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているものに限る。については、平成二十年三月三十一日までの間は、第四條第二項第六号の規定は、適用しない。に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附則第十二条中「(一)については、第四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、浴室及び浴室を有しないことのできるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。」に係る浴室(医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない)指定介護療養型医療施設の浴室であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているものに限る。については、平成二十年三月三十一日までの間は、第四條第二項第六号の規定は、適用しない。に改め、同条第一号及び第二号を削る。

附則第十二条中「(一)については、第四條第一項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日までの間は、浴室及び浴室を有しないことのできるものとする。ただし、浴室を設けない場合にあつては、シャワー等の設備を設けるものとする。」に係る浴室(医療法施行規則第二十一条第二項第三号に規定する基準に該当しない)指定介護療養型医療施設の浴室であつて、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されているものに限る。については、平成二十年三月三十一日までの間は、第四條第二項第六号の規定は、適用しない。に改め、同条第一号及び第二号を削る。

〇厚生労働省令第八十八号

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八十八号)以下平成十三年医療法施行規則等改正省令(以下「平成十三年改正省令」という。))を「平成十三年改正省令」に改める。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

〇厚生労働省令第八十八号

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八十八号)以下平成十三年医療法施行規則等改正省令(以下「平成十三年改正省令」という。))を「平成十三年改正省令」に改める。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

病床群(という)に係る病床を有する病院である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十二條の規定の適用を受けているものに係る浴室及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する浴室及び浴室を有しなければならぬ。

- 一 浴室は、十分な広さを有しており、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていなければならない。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

第七條 平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第四条に規定する既存診療所建物内の旧療養型病床群(病床を転換して設けられたものに限り。以下「病床転換による診療所旧療養型病床群」という)に係る病床を有する診療所である指定短期入所療養介護事業所であつて、平成十三年医療法施行規則等改正省令附則第二十四條の規定の適用を受けているものに係る浴室及び浴室については、同条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる基準に適合する浴室及び浴室を有しなければならぬ。

- 一 浴室は、十分な広さを有しており、かつ、療養環境の改善に関する計画が提出されていなければならない。
- 二 浴室は、身体の不自由な者が入浴するのに適したものでなければならない。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

〇厚生労働省令第八十八号

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八十八号)以下平成十三年医療法施行規則等改正省令(以下「平成十三年改正省令」という。))を「平成十三年改正省令」に改める。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

〇厚生労働省令第八十八号

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八十八号)以下平成十三年医療法施行規則等改正省令(以下「平成十三年改正省令」という。))を「平成十三年改正省令」に改める。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則

〇厚生労働省令第八十八号

医療法施行規則等の一部を改正する省令(平成十三年厚生労働省令第八十八号)以下平成十三年医療法施行規則等改正省令(以下「平成十三年改正省令」という。))を「平成十三年改正省令」に改める。

この省令は、平成十九年四月一日から施行する。

附則